

**保健師助産師看護師法施行規則（抄）**

（昭和二十六年八月十一日厚生省令三十四）

第二十二條 看護師国家試験は次の科目について行う。

人体の構造と機能  
疾病の成り立ちと回復の促進  
健康支援と社会保障制度  
基礎看護学  
地域・在宅看護論  
成人看護学  
老年看護学  
小児看護学  
母性看護学  
精神看護学  
看護の統合と実践

第二十三條 准看護師試験は、次の科目について行う。

人体の仕組みと働き  
栄養  
薬理  
疾病の成り立ち  
保健医療福祉の仕組み  
看護と法律  
基礎看護  
成人看護  
老年看護  
母子看護  
精神看護

**附則**

この省令は令和五年四月一日から施行する。ただし、第二十二條の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。